

平成 30 年 11 月 13 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

**「世界資源株ファンド」の主要投資対象である**  
**「世界資源株マザーファンド」の約款変更決定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「世界資源株ファンド」（以下「本件ファンド」といいます。）にかかる約款変更につきまして、平成 30 年 10 月 12 日（金）に公告（電子公告）をするとともに、同様の内容を書面にて受益者のみなさまに通知し、平成 30 年 11 月 12 日（月）まで、その異議申立を受け付けておりました。

本日、本件ファンドの異議申立口数を集計しました結果、異議を申立てられた受益者さまの受益権口数が、平成 30 年 10 月 12 日（金）時点の本件ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 以下となりましたので、当初の予定どおり本約款変更を実施させていただきます。

**◆本約款変更の概要について**

**1. 本約款変更の内容・背景**

「世界資源株マザーファンド」（以下「当該マザーファンド」といいます。）の運用再委託先であるコロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッドより資源株式の運用チームを解散する旨の連絡を受け、同社と弊社との運用の権限の委託にかかる契約（再委託契約）は平成 31 年 1 月をもって終了することとなるため、当該マザーファンドの運用を再委託から弊社による自社運用に切り替えるものです。

また、当該マザーファンドの約款変更に伴い、本件ファンドにおいて、以下の約款変更を行います。

- ・運用管理費用（信託報酬）の引下げ
- ・申込受付不可日の変更

**2. 本約款変更決定後のご留意事項**

**異議申立をされた受益者さまの買取請求**

異議申立をされた受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条の 2 の規定に基づいて、受託会社に対して買取を請求することができます。

以上、今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

**お問い合わせ先**

三菱UFJ国際投信株式会社 お客さま専用フリーダイヤル **0120-548066**

**【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】**